

9月からの保育料・副食費(おやつ代等)の 免除可否についてお知らせします。

◆令和2年9月から令和3年8月までの保育料と副食費の免除可否は、令和2年度の市民税課税額で算定されます。

◆令和2年8月までと令和2年9月からの保育料と副食費の免除可否が変更となる場合は、8月中旬頃に通知します。

変更がない場合、通知などの連絡を行いません。保育料や副食費の免除可否のお問い合わせは、本人確認ができる免許証などを持参のうえ市役所窓口にてお尋ねください。

◆未申告、所得課税証明書の未提出等により税額の確認がとれない場合は、暫定的に最高階層の保育料となります。また、副食費についても暫定的に発生します。ご注意ください。

令和2年4月

令和2年8月

9月

令和3年3月

平成31年度市民税課税額で算定

令和2年度市民税課税額で算定

4/1時点の年齢区分
による料金変更

市民税課税額の変更に
よる料金(階層)変更

- ・令和2年度の市民税は、平成31年(令和元年)中の収入により、令和2年1月1日時点で住民票があった自治体で、5月頃に決定されています。
- ・保育料算定の年齢基準は4月1日時点です。年度途中で誕生日を迎えても、保育料の年齢区分は変わりません。

唐津市役所子育て支援課 72-9151
浜玉市民センター 総務・福祉課 53-7104
厳木市民センター 総務・福祉課 53-7114
相知市民センター 総務・福祉課 53-7124
北波多市民センター 総務・福祉課 53-7134
肥前市民センター 総務・福祉課 53-7144
鎮西市民センター 総務・福祉課 53-7154
呼子市民センター 総務・福祉課 53-7164
七山市民センター 総務・福祉課 53-7174

